□職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持の観点から職員に行われる免職、降任、 休職、降給の処分のことです。本人の故意または過失は要件ではあり

ません。懲戒処分とは、公務秩序 分限および懲戒処分の推移 の維持の観点から行われる免職、 減給、戒告の処分のことで、こち らは本人の故意または過失を要件 としています。いずれの処分も本 人の意思にかかわらず行われる不

利益な処分のため、厳格な手続き

のもと、厳正に行われます。

カアスのの おんだん かんだい りょ 田少							
分	H24	H25	H26	H27	H28		
免職	0	0	0	0	0		
降任	0	0	0	0	0		
休職	1	2	4	3	3		
降給	0	0	0	0	0		
免職	0	0	0	0	0		
停職	0	0	0	0	0		
減給	0	0	0	1	0		
戒告	1	1	1	0	0		
	分 競任職給職職給	分 H24 免職 0 降任 0 休職 1 降給 0 免職 0 停職 0 減給 0	分 H24 H25 免職 0 0 降任 0 0 休職 1 2 降給 0 0 免職 0 0 完職 0 0 完職 0 0 減給 0 0	分 H24 H25 H26 免職 0 0 0 降任 0 0 0 休職 1 2 4 降給 0 0 0 免職 0 0 0 減給 0 0 0	分 H24 H25 H26 H27 免職 0 0 0 0 降任 0 0 0 0 休職 1 2 4 3 降給 0 0 0 0 空職 0 0 0 0 減給 0 0 0 1		

○職員の研修および勤務成績の評定

11研修の実施状況 (平成28年度実績)

研修種別	内容	受講者数
市町村職員中央研修所研修	専門研修	1人
	課長研修	4人
平松月川松ご子ご川松	ステージアップ研修	5人
愛媛県研修所委託研修	係長研修	7人
	新規採用職員研修	7人
愛媛県町村会主催研修	中級職員研修	9人
	係長研修	1人
マナー研修 (接遇研修)	若手職員対象研修	14人

2勤務成績の評定の実施状況

区分	内容
評定の基準日	6月1日、12月1日
評定の対象	全職員
評定の結果	6月期、12月期それぞれの勤勉手当に反映

職員の福利および利益の保護の状況

職員は、愛媛県の20市町により構成される愛媛県市町村職員共済組 合に加入しています。共済組合は法律に基づき健康保険や年金に関す る業務などを行っています。

また、町は法律に基づき事業主が行う責務のある職員に対する福利厚 生事業を、愛媛県市町村職員互助会を通じて行っています。

1健康診断実施状況

区分	内 容	受信者数
人間ドック	医療機関での総合健診	163人
職員健康診断	町が職員に実施する一般健診	82人

2公務災害・通勤災害の発生件数の推移

区分	H24	H25	H26	H27	H28
公務災害	1件	0件	2件	0件	2件
通勤災害	0件	1件	0件	0件	0件

公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求および職員に対す る不利益処分を審査します。上島町は、公平委員会事務を愛媛県に委 託しています。

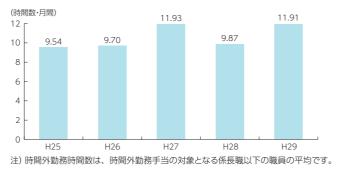
公平委員会の業務の状況 (平成28年度実績)

勤務条件に関する 措置の要求	不利益処分に関する 不服申立て	苦情の処理
0件	0件	0件

職員の勤務時間その他の条件の状況

勤務時間は、原則として休憩時間を除く1日7時間45分(午前8時30 分~午後5時15分)の週5日勤務です。ただし、民間企業と同様、業 務の繁忙の状況によっては、時間外勤務で対応します。休暇制度は、 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇および介護休暇に大別されます。 特別休暇は、出産や結婚など特別な事由がある場合に認められる休暇

1時間外勤務時間数の推移



2年次有給休暇取得日数の推移



注) 平均当初日数とは、その年 (1月1日~12月31日) の取得可能日数 (前年からの繰 越分を含む)の平均を、平均取得日数とは、その年の取得日数の平均を表すもの

3休暇の取得状況 (各年4月1日~3月31日)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
病気休暇の取得者数	24人	17人	13人	13人	15人
介護休暇の取得者数	1人	0人	1人	0人	0人

職員の服務の状況

服務とは、公務員が仕事をするうえで守らなければならない義務のこと です。民間の労働者に課されていない義務が課されているほか、民間 の労働者に認められている憲法上の権利が一部制限されています。

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務 遂行しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉と なる行為をしてはならない。
営利企業等の従事制限	営利企業などに従事することは制限されており、従 事する場合には許可を受けなければならない。
争議行為等の禁止	職員は争議行為 (ストライキ) などをしてはならない。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 退職後も同様とする。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成などに関与するなどの政治的行為をしてはならない。

職員の手当の状況

1期末・勤勉手当の支給率 (平成28年度)

上島町		国			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.6月分(1.45月分)	1.7月分 (0.8月分)	2.6月分(1.45月分)	1.6月分 (0.8月分)		
職制上の段階による加算措置 5~10% 職制上の段階による加算措置 5~10%					
注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。					

2扶養・住居・通勤手当の状況 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容
扶養手当	●配偶者 10,000円 ●子 8,000円 (配偶者を欠く場合そのうち1人 10,000円) ※15歳~22歳の子 5,000円加算 ●父母等 6,500円 (配偶者を欠く場合そのうち1人 9,000円)
住居手当	●家賃月額12,000円以上23,000円以下 家賃の月額から12,000円を控除した額 ●家賃月額23,000円以上 家賃の月額から23,000円を控除した額の1/2 (控除した額の1/2が16,000円を超えるときは16,000円) を11,000円に加算した額
通勤手当	●交通機関または有料道路利用者 定期船や路線バス等の運賃定期と、有料道路利用料実費相当額 を対象月に支給(月額36,000円以内) ●交通用具使用者 通勤距離に応じた金額を対象月に支給

3特殊勤務・時間外手当の状況 (平成29年4月実績)

特殊勤務手当 職員全体に占める	る受給職員の割合	
		22.070
	りの半均文和月額	〔 17,381円
職員全体に占める 職員全体に占める	る受給職員の割合	55.2%
	りの平均支給月額	₹ 43,831円

職員数の状況

職員数の推移(各年4月1日現在)



人事行政の運営状況

職員の採用・退職・派遣などの状況

11採用および退職者の推移

区分	H24	H25	H26	H27	H28
採用職員数	8人	10人	13人	22人	14人
退職職員数	17人	8人	11人	17人	18人
採用職員一退職職員	▲9人	2人	2人	5人	▲4人

2派遣・交流職員数 (平成29年度)

派 遣 先	人数	
愛媛県市町振興課	1名	
愛媛県東予地方局今治支局商工観光室	1名	
愛媛地方税滞納整理機構	1名	
弓削商船高等専門学校	1名	

人事行政に関する 状況の公表

町は、健康、福祉、教育、道路整備、生活環境など町民の 皆さまの身近に関わる仕事を行っており、これに携わる職員 を各部署に配置しています。町の職員の定数、給与、休暇 などの勤務条件は、法律に基づき町議会の議決によって定 める条例や規則などで明らかにしていますが、皆さまに一層 の理解をいただくため、平成28年度の実績を中心に制度の 概要やその運営の状況を公表します。

●問い合わせ 総務課☎77-2500

給与および職員数の状況

1人件費の状況 (平成28年度普通会計決算)

歳出総額A	人件費B	人件費率 B/A	(参考)27年度の 人件費率
67億2,810万円	11億3,563万円	16.9%	17.9%

- 注1) 人件費には、一般職の給与、特別職の給与、議員の報酬、各種委員の報酬のほか、 地方公務員共済組合負担金、退職手当組合負担金等が含まれています。
- 注2) 普通会計とは、財政比較など財政統計上用いられている会計区分で、上島町の場 合、人件費を含む普通会計は一般会計とCATV事業会計、へき地出張診療所事 業会計の3会計です。

2職員給与費の状況 (平成28年度普通会計決算)

職員数	給与費			1人あたり		
Α	給料	職員手当	期末・勤勉	計 B	給与費 B/A	
161	4億5,543	9,711	1億7,529	7億2,783	452	
人	万円	万円	万円	万円	万円	
注1) 助ロエソは国助エソナ会2.ナル/						

注1) 職員手当は退職手当を含みません。 注2) 職員数は平成29年4月1日現在のものです。

3給与の種類

身赴任手当・管理職手当			
特殊勤務手当・時間外勤務手当・管理職員特別勤務手当			
当・勤勉手当			

職員の平均給与月額の状況

1職員の平均年齢、平均給料月額(平成29年4月1日現在)

区分	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	201人	264,495円	325,744円	41.1歳
技能労務職	13人	209,631円	291,962円	43.0歳
医療職(二)[栄養士等]	4人	271,633円	304,835円	38.3歳
医療職(三)[保健師·看護師]	15人	270,860円	318,838円	44.7歳
海事職[離島航路船員]	5人	206,080円	328,170円	40.0歳

2平均給与月額およびラスパイレス指数の推移(A年4月1日現在)



注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合のその団体の給